令和２年８月１８日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：キャンパス環境に関する監査）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

安全・安心なキャンパスを構築するための就学・就業環境及び本学の多様なサービス利用者を鑑みた対応状況の把握

２．監査対象部局

経済学研究科・経済学部、薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、
金属材料研究所、病院、附属図書館、総務企画部総務課、人事企画部人事給与課、
教育・学生支援部（学生支援課、留学生課、キャリア支援事務室）、施設部

計１０部局

３．監査実施期間

令和元年１０月３１日～令和元年１２月１１日

４．監査担当者

監査室長　　菅原　隆　他３名

５．主な監査手続

（１）防災・業務継続計画（部局ＢＣＰ）の策定及び当該計画に基づく訓練等の実施状況に関する書類の閲覧、質問及び実地調査

（２）管理施設の定期的な点検及び必要な補修の実施状況に関する書類の閲覧及び質問

（３）国際化に係る環境整備状況に関する書類の閲覧及び質問

（４）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）に基づき定めた学内規則等への対応状況に関する書類の閲覧、質問及び実地調査

（５）その他

①学内保育施設の運営状況に関する書類の閲覧及び質問

②その他

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

（１）防災・業務継続計画（部局ＢＣＰ）の策定及び当該計画に基づく訓練等の実施状況

近時、甚大な被害をもたらす自然災害が、全国各地で多発している。本学では、自然災害等、本学の運営に影響を及ぼす恐れのある危機事象に対処するために、業務運営の基本方針等を定めた業務方法書において、「緊急時における業務継続計画」の整備について、また、中期計画において「危機管理体制の機能強化」を定めている。

東日本大震災を経験した本学における、防災対策の現況確認を目的として、部局の防災・業務継続計画（部局ＢＣＰ）の策定及び当該計画に基づく訓練等の実施状況について、関係資料の確認、ヒアリング及び危機事象に備えるための備蓄品を収納している備蓄倉庫の実地確認を実施したところ、概ね適切に行われていた。

（２）管理施設の定期的な点検及び必要な補修の実施状況

本学は、令和元年度現在における建物保有面積が 120 万㎡を超える膨大な量の施設を有している。東日本大震災により生じた施設被害に対しては、国から特例の予算措置が図られたことにより、施設の補修等が行われたものの、現状、老朽化している施設も少なくない。

大規模な施設整備が必要となるものは、主に国からの施設整備費補助金により実施しているが、国の厳しい財政状況を鑑みると、今後、施設整備に関する予算が大きく増額となることは想定し難く、持続可能な施設整備を行うためには、国からの施設整備費補助金とともに、民間資金の活用促進や学内予算を有効活用しながら戦略的に実施していく必要がある。

部局における管理施設の定期的な点検及び必要な補修の実施状況について、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、各種法定点検、点検結果等を踏まえた補修の実施により、概ね適切に行われていたが、限られた予算、人員の中で、対応に苦慮しながら実施しているとの声も寄せられた。

（３）国際化に係る環境整備状況

本学は、中期目標に国際化環境整備の推進を掲げ、中期目標達成のための各種施策を中期計画に定めている。

2018 年 11 月には、社会・経済・科学技術が地球規模で連動する世界の将来像を見据え、他大学にはない東北大学独自の強みと可能性を見極めたうえで、2030 年に向けた東北大学のあるべき姿・ありたい姿（ビジョン）を示した「東北大学ビジョン 2030」を策定し、ビジョンの実現を目指した中長期の方針（重点戦略）において、「戦略的な国際協働の深化（重点戦略⑰）」を、その具体的なアクション（主要施策）として「国際協働の戦略的推進（主要施策 56）」及び教育、研究、産学共創、社会連携などに関する国際的活動を全学的に連携させ、「全学一体となった包括的国際化（Comprehensive Internationalization）の推進（主要施策 57）」を提示している。

上記を鑑み、外国人留学生や外国人教員等の受入れに関連するキャンパスの環境整備状況を主な監査項目と定め、具体の内容として、部局及び本部における国際化に関する基盤的環境の整備状況（外国人留学生や外国人教員等が就学・就業において必要となる各種情報提供、相談等の支援体制）、国際化に配慮した役務提供等（病院及び附属図書館）の状況、国内最大規模の定員を有する国際混住型学生寄宿舎（ユニバーシティ・ハウス）の戦略的整備等による生活環境支援状況並びに外国人留学生の在籍管理状況について、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、関係者間の連携及び部局の取り組みを通じて、概ね適切に行われていた。

（４）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）に基づき定めた学内規則等への対応状況

平成２５年に障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）が制定（平成２８年４月１日 施行）されたことを受け、本学においては、「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」、「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項」、「障害のある学生の支援に関するガイドブック」等の学内規則等を定めている。

部局及び本部における上記学内規則等への対応状況について、関係資料の確認、ヒアリング及び就学・就業上の合理的配慮の実地確認を実施したところ、関係者間の連携・協働により、概ね適切に行われていた。

（５）その他

①学内保育施設の運営状況

本学では、全学の保育施設として、川内けやき保育園及び青葉山みどり保育園を、また、大学病院においては、星陵地区に所在する部局（医学系研究科、歯学研究科、加齢医学研究所、病院及び東北メディカル・メガバンク機構をいう。）に属する職員及び大学院学生等の要請を受けて、その乳児又は幼児を保育し、もって当該職員等の福祉の増進に資するため、星の子保育園を、それぞれ設置している。

各保育園の運営状況について、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、設置者、各保育園の運営受託者及び保護者との相互の連携により、概ね適切に運営されていた。

なお、全国的な課題となっている保育士の確保に関して、保育需要があるものの、保育園の運営受託者における保育士確保の課題により、園児受け入れが困難となっている状況も一部で確認されたことから、本件については、引き続き注視していくこととする。

２．指摘事項

上記Ⅱ　監査結果の要約のとおり、本件監査においては、指摘事項該当となる事項は、検出されなかった。

なお、監査結果に関連した本部事務機構への要請を、「Ⅲ　本部事務機構に対する要請」において記載することとする。

３．部局等独自の取り組み事例

○　災害対応計画について

部局ＢＣＰに基づき、全研究室及び事務部門において、緊急時の連絡方法や各研究室におけるハザードマップ等を含んだ災害対応計画を作成し、年１回更新を行っている。（金属材料研究所）

○　国際化に係る環境整備について

・研究者情報や研究室の場所を検索することができるデジタルサイネージ（日本語・英語対応）を部局内に設置し、来訪者への案内として活用している。また、海外からの招聘者等に対し、本学のガイドブックやパンフレット等のデータが格納された iPad を貸し出し、情報提供ツールとして活用している。（金属材料研究所）

・遠隔カンファレンスシステムを活用し、海外の病院等とのオンラインによる症例検討や医療機器・技術等に関する意見交換を実施している。実施件数は年々増加傾向にあり、遠隔カンファレンスシステムの積極的活用を通じて、遠隔医療及び医療の国際化を推進している。（病院）

・留学生をアドミニストレイティブ・アシスタントとして雇用する「留学生コンシェルジュ」を中心として、多言語での学習支援・相談、文献検索や図書館利用をテーマとしたオーダーメイド講習会、多文化交流を目的とした企画イベント「留学生コンシェルジュ・ウィーク」を実施している。また、２５ヵ国語で作成された図書館ガイド「THE BASIC GUIDE OF TOHOKU UNIVERSITY LIBRARY」の館内設置及びホームページへの公開等、グローバルラーニング支援を推進している。（附属図書館）

・日本人学生・留学生をアドミニストレイティブ・アシスタントとして雇用し、本学学生が、学生の立場から留学生の学業生活や日常生活等をサポートする「留学生ヘルプデスク」を開設することにより、チューター制度に続く新たな留学生ピアサポートのプラットフォームを整備している。（高度教養教育・学生支援機構【教育・学生支援部】）

○　部局における各種相談体制の構築について

部局の既存組織を整理・集約したうえで設置した、教職共同の組織である学生・教職員相談支援室において、教育・研究に関する網羅的な相談、障害を理由とする差別の解消の推進、ハラスメントの防止等、多岐に渡る事項の各種相談が可能な体制を構築している。（金属材料研究所）

Ⅲ　本部事務機構に対する要請

１．　危機事象への対処について（総務企画部総務課）

監査の結果、部局ＢＣＰの策定及び当該計画に基づく訓練等の実施を通じて、各部局における防災意識の醸成が確認された。

また、総務企画部総務課においては、ＢＣＰに地震への対処に加え、近時増加している大雨や土砂災害等の発生が少し前から予見できる進行型災害への対処を追記するなど、危機事象対処の深化が確認された。さらに、直近では、新たな危機事象である新型コロナウイルス感染症に対処するため、東北大学行動指針（ＢＣＰ）レベルに応じた措置が、速やかに全学でとられている。

こうした危機事象への対処の積み重ねを基礎とし、今後も平時から危機事象への対処の在り方に関する検討を継続して推進いただきたい。

２．　戦略的な施設整備について（施設部）

政府は、国民の安全・安心を確保し、インフラの維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等の方向性を示すものとして、国や地方公共団体、民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」を策定（平成２５年１１月）した。

その後、文部科学省は、「国立大学法人等施設整備５か年計画」（平成２８年３月）において施設整備に係る基本的な考え方を示すとともに、国立大学法人ごとに「インフラ長寿命化計画」の策定を要請、これを受け、本学では「東北大学における施設マネジメントの基本方針」（平成２９年３月策定）及び「東北大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」（令和２年３月策定）を、学内諸会議の審議を経て策定した。

東北大学における施設マネジメントの基本方針に基づく施設シームレスマネジメントの実施により建物･設備等の現状及び修繕コスト等の把握がなされるとともに、東北大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）により将来に渡る施設の維持管理コスト（大規模改修・改築等を含む）の可視化等が図られることになった。

これを契機に、毎年実施している、部局との「施設に関する意見交換会」の議論も踏まえながら、戦略的な施設整備を進めていただきたい。また、監査において部局から要望が寄せられた、施設の修繕が必要となる時期（メンテナンスサイクル）や、維持管理方法等について部局への指導、助言を強化いただきたい。